



豆 口頭弁論会 通信

かわら版

2016年9月12(月) 愛知無償化裁判第19回口頭弁論が行われました。午前中に降った雨の影響もあり非常に蒸し暑い中、傍聴抽選には139名、報告集会には160名を超える皆様にお集まり頂きました。ありがとうございます。

◆ 裁判の内容

今回の口頭弁論では、原告側から第22準備書面が提出され、要旨陳述が行われました。準備書面では、前回の口頭弁論で提出した成嶋隆氏（独協大学教授・日本教育法学会会長）による意見書（以下、意見書）に基づく原告の主張を展開しています。

意見書の第2章は「朝鮮学校には朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）あるいは朝鮮総連の不当な支配が及んでいる可能性があるため、高校無償化を適用しない」という教育基本法第16条を根拠とした被告（日本国政府）の主張が内包する数々の粗雑さを指摘するものでした。準備書面においてもこの指摘を援用し、日本に設置されている外国人学校が当該外国ないし外国人団体と強い関係を持つのは普遍的な現象である（諸外国に設置されている日本人学校と日本国との関係においても当てはまる）こと、朝鮮学校以外の外国人学校は高校無償化制度の適用対象となっている中で、朝鮮高校のみが対象外となっていることを改めて主張しました。

また、被告が「不当な支配」として例示している事柄が、民族教育を保障するための仕組みや根拠の乏しい疑惑に過ぎないことも主張しました。前者の例としては、朝鮮学校では独自の教科書を用いて授業が行われていること、後者の例としては、自治体からの補助金の不正流用疑惑を報じる産経新聞の記事などが挙げられます。仮に不正流用が事実であれば、然るべき検査が行われ、事実関係が明らかになっているはずです。これらに鑑みて、被告の主張は拉致事件等政治外交問題を背景とした共和国に対する制裁措置の一環としての朝鮮高校無償化除外という本当の理由の稚拙な隠れ裏と言えるのではないかでしょうか。

作成：USMへおひる～
ウリハッキョサポトネットメンバーズ

今回を以て、原告側が予定した主張はおおむね終了しました。被告の反論と原告の再反論の後、裁判は次のステージ、証人喚問に向けて駒を進める予定です。



◆ ミニ学習会と報告集会

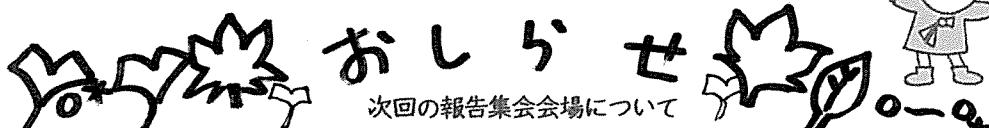
口頭弁論の裏番組、ミニ学習会ではUSMメンバーでもある若手事務局員による「無償化裁判のキホン」のレクチャーが行われました。

続く報告集会では、弁護団から上記準備書面の内容について、改めて成嶋意見書の概要にふれつつ、詳細に説明が行われ、質疑応答も活発に行われました。

遠方からお見えになった、金尚均氏（龍谷大学教授）や岐阜朝鮮初中級学校のオモニ会前会長、夏休みを利用して帰省していた愛知朝鮮中高級学校出身の朝大生からも、三者三様の立場でスピーチを頂きました。

また、この4月に愛知朝高に入学した1年生たちが社会科の課外授業として口頭弁論を見学し、報告集会にも参加していました。代表のスピーチでは「今日、裁判に来て初めて実感をもつた」という素直な気持ちを聞くことができました。



 次回の報告集会会場について

次回、第20回口頭弁論が2016年11月7日（月）に行われます。この日はこれまで報告集会会場として使用してきたアイリス愛知を借りられません。現在、代替となる会場を無償化ネット愛知事務局が総力を挙げて探しております。会場が決まり次第、ホームページやTwitter、Facebookでお知らせいたしますので、しばしお待ち下さい。

次回：2016年11月7日（月）14:00～（13:30～傍聴抽選）

次々回：2017年1月16日（月）14:00～（13:30～傍聴抽選）

場所：名古屋地方裁判所

みんなで行って
裁判に盛りあがめよう！

